

論題	地租改正事務局の一考察―七等出仕片山重範の活動を通して―
著者	寺嵜弘康
	1
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告―人文科学― 第19号
ISSN	0910-9730
	1
刊行年月	1993年(平成5年)3月
	1
判型	JIS-B5 (182mm × 257mm)

## 地租改正事務局の一考察

# ―七等出仕片山重範の活動を通して―

7 崎 弘 康

「(地租改正)法の制定は単に起動であって、事業自体はその実際めぐる多くの論争を生みだすと同時に、地域ごとの実体把握の蓄積めでいる。しかしその一方で事業の主体である地租改正事務局も進んでいる。しかしその一方で事業の主体である地租改正事務局の対析は十分におこなわれてはいない。かつて福島正夫氏が長崎の大阪である地租改正の実体把握の蓄積があり、その本質や歴史的意義を正夫氏の業績をはじめ多くの蓄積があり、その本質や歴史的意義を正夫氏の業績をはいる。

はじめに

運営、

国家の権力活動にほかならず、これを究明せずしては、

地租

つかっていないのが実情である。 実務を担当した奏任官クラスの関係資料が全くといってよいほど見料が公開され、一部公刊されてはいるものの、各地方や事務局内で関しては、大久保文書、大隈文書、松方文書など勅任官クラスの資

お引用した資料を本稿末尾に収録しているので参照されたい。の資料から地租改正事務局の具体的な活動内容を考えてみたい。なある片山重範という人物の関係資料を収集したので、この片山重範ところで、神奈川県立博物館では地租改正事務局の奏任官職員で

# 地租改正事務局の設置と片山重範の出仕

を設置し、政府をあげてこの一大事業に着手することになった。 明治八年二月二十四日太政官達第三十八号をもって地租改正局が地 那治八年二月二十四日太政官達第三十八号をもって地租改正事務局 明治八年三月二十四日太政官達第三十八号をもって地租改正事務局 を設置し、政府をあげてこの一大事業に着手することになった。

掛であった。四等出仕から七等出仕までは奏任御用掛で十名、八等兼租税頭松方正義と内務少輔前島密が任じられ、これらは勅任御用大久保利通、御用掛は参議兼大蔵卿大隈重信、三等出仕に大蔵少輔設立当初の人事は、表一のとおりである。総裁には参議兼内務卿

理由としては、資料的な制約があると思われる。これまで地租改正がない。にもかかわらず、これを対象とする研究が進展していない

業主体とその活動内容の分析が重要であることは、現在でもかわり改正の研究は成立しえない」と指摘しているとおり、地租改正の事

改正基礎資料』などの重要資料が刊行されているが、事務局職員に

福島正夫氏らにより『明治初年地租

事務局に関する資料としては、

表一明治八年五月地租改正事務局設立時の職員構成

高知県権令へ転		140		
明治九年八月	租税七等出仕	国武	小池	
言、自動の形して	間の調査があるから	之武	詫摩	七等出仕
	租税権助	昌	宍戸	
	租税六等出仕	正寧	市川	六等出仕
	内務権大丞	勉	桜井	の後ろ生
等干獎同·主見交付	租税権大丞	貞夫	石渡	
宮城県令へ転		7 11		
明治二年七月	内務権大丞	正直	松平	五等出仕
	租税助	就高	安藤	
	大蔵大丞	重俊	吉原	
東京府知事へ転				
明治三年三月	内務大丞	道之	松田	四等出仕
	内務少輔	密	前島	
	大蔵少輔兼租税頭	正義	松方	三等出仕
	参議兼大蔵卿	重信	大隈	御用掛
10 miles	参議兼内務卿	外通	大久保利通	総裁
備考	本務	名	氏	職名

帯で地租改正事務局は活動を開始したのである。 (7)から十五等までの判任御用掛は五十九名、合計七十三名という大所

その職制は、最高責任者の総裁は、地租改正法の「上論ヲ奉体シルヲ掌ル」と同時に「局中参判以下ノ能否ヲ視察シ其進退黜陟及便宜差遣スル等ハ其旨ヲ総裁ニ具状シ其決判ヲ乞フヘシ」と規定され、地租改正事務局職員を指揮し円滑な事業の進捗を計ることがその職務であった。奏任官は、「局中ノ事務ヲ護判シ長ニ対シ其当否ヲ弁論スルノ権ヲ有シ事務ヲ整理スルノ責ニ任ス」べきもので、各地の地租改正事務を整理報告し、またその地価の当否などに対し意見を述べることができるというものであった。さらに八等から十三見を述べることができるというものであった。さらに八等から十三見を述べることができるというものであった。さらに八等から十三見をがでる」とともに、必要に応じて「各地方へ派差シ地方官ト戮力実を行なうとともに、必要に応じて「各地方へ派差シ地方官ト戮力実を行なうとともに、必要に応じて「各地方へ派差シ地方官ト戮力実を行なうとともに、必要に応じて「各地方へ派差シ地方官ト戮力実を行なうとともに、必要に応じて「各地方へ派差シ地方官ト戮力実を行なうとともに、必要に応じて「各地方へ派差シ地方官ト戮力実を行なうとともに、必要に応じて「各地方へ派差シ地方官ト戮力実を行なうとともに、必要に応じて「各地方へ派差シ地方官ト戮力実を対した。

月三日には、地租改正事務局総裁大久保利通は全国各地に派遣した資料』に収録された資料などからも知ることができる。明治八年九張が命じられており、その具体的な様子は『明治初年地租改正基礎以外にも、奏任官や松方三等出仕のような勅任官も必要に応じて出以外に、実際の地方への職員派遣は、当初から派遣された判任官

△『大隈文書』A二○三九、『明治初年地租改正基礎資料』

から作成く

(八等出仕以下省略

判任御用掛に対して次の様に通知している。(゚ワ゚)

通議致シ指揮ヲ受ケ可申此旨相達候事仰付候付テ者渾テ調査之事務ハ細大トナク其向出張之奏任官へ至リ候ニ付右勘査トシテ本局御用掛奏任官別紙之府県へ出張被至リをニカーを開査とのである。

これは判任官による各実地の調査作業を奏任官の他二、三人の租事業の効率を上げようとする意図から出されたものである。このため全国を分割し、表二のような奏任官の分担を発令したのである。その後奏任官の増員によって分担も若干変更があり、これまでよく知られている松方正義の伝記における記載とは若干異同も見受けられる。『片山資料』では何故か関東七府県とその担当者名が欠落しており、おそらく地租改正事務局から片山に宛てた通知に記載洩れがあったからではないかと考えられるが、一方の『侯爵松方正義卿実記』は、当初には担当していない片山の名や、途中から地租改正事務局を去った渡辺(小池)国武が入っていたりする。いずれにせまこのような担当区分を設けたのは事実で、奏任官の他二、三人の社事業の効率を上げようとする意図から出されたものである。この社事業の対象任官の他二、三人の担事業の対象を任官が直接指揮し、改名を表している。

# 表二 地租改正事務局奏任官の地方分担表

### 4 『片山資料』の記載

桜井 勉	島根	鳥取	北条	豊岡	広島	岡山	小田	播磨
松本正直			三重	度会	愛知	岐阜	滋賀	京都
担当者			名	乐	県	府		24

## B 『侯爵松方正義卿実記』の記載

								-
七等出仕大塚義遠	台					美元		Th.
七等出仕有尾敬重			新潟	長野	筑摩	山梨	区外	禁
七等出仕詫摩之武	2000年			新川	<b></b>	福井	第七区	
美男 上の経験	徳島	穒	高知	<b>一 愛媛</b>	鹿児島	宮崎	TO TO	Hi
六等出仕市川正寧	大分	熊本	三瀦	福岡	佐賀	長崎	第公区	TH:
五等出仕桜井 勉	島根	鳥取	豊岡	広島	岡山	播磨	第五区	4
六等出仕渡辺国武	Ш	和歌山	奈良	堺	兵庫	大阪	第四区	
	が、			音音	滋賀	度会		T.
五等出仕松平正直	三重	岐阜	愛知	浜松	静岡	京都	第三区	- 60
七等出仕片山重範								
七等出仕戸叶正明								199
七等出仕有尾敬重					茨城	千葉	表	ja
四等出仕松田道之	木	~ 栃木	上群馬	川 埼玉	神奈川	東京	第二区	
六等出仕宏二 昌	秋田	岩	置賜	福島	若松	磐前	第一区	
担当者	大大	名	गर	県	府	18	区名	- 5

### 茨城 新川 大阪 新潟 福岡 石川 奈良 磐前 三潴 敦賀 和歌山 福島 長崎 若松 白川 堺県 置賜 大分 兵庫 山形 宮崎 名東 秋田 佐賀 愛媛 鶴岡 宍戸 詫摩之武 小池国武 市川正寧 昌

省、時には府県の地方官の中から選ばれるようになる。へ出張する地租改正事務局職員が相当数必要となり、大蔵省や内務つくり、一定期限内の改租竣功をめざしたのである。このため各県判任官を配置して、地租改正事務局を中心とした強力な統轄体制を

歴について述べよう。改正事務局八等出仕の兼務を命じられるが、まずその前に片山の経改正事務局八等出仕の兼務を命じられるが、まずその前に片山の経ところで片山重範は、明治八年五月十二日に地理大属のまま地租

片山は岡山県士族の出身で、旧藩時代にどのような禄高と役職であったのかわかっておらず、またどのような経緯で新政府に登用されたのかについても不明であるが、明治四年一月二十四日に大蔵省租税寮十二等出仕に初任されてからの履歴が判明している。天保九年四月生まれであるから数えで三十五歳で、働き盛りの壮年になってからの出仕であった。半年後の明治四年七月には租税権中属に、六年五月にはさらに租税中属にと昇進するが、同年末には地理寮八等出仕、翌八年五月に地理大属にと昇進するが、同年末には地理寮では、杉浦譲地理頭の指令を受けおもに官林調査に従事しており、明治七年三月から埼玉、千葉、新治、茨城、磐前、福島、宮城、水沢、岩手、青森といった関東から東北にかけての十県へ出張調査している。このような地方への出張経験がかわれたためであろうか、片山は設置間もない地租改正事務局への兼務を命じられたのである。

### 第二章 片山重範の担当地域

は表三のとおりである。 がに地租改正事務局八等出仕兼務を命じられた片山は、前節でみたよ地租改正事務局八等出仕兼務を命じられた片山は、前節でみたよりに地租改正事務局職員となった片山の活動をみてみたい。

見てのとおり、任命当初から二ヵ年間片山は、関西を中心とした長期出張をしている。局議などのため一時的に帰京したことはあるが、この間大阪と京都の改租事業を担当し、ようやく明治十年五月が、この間表をしている。局議などのため一時的に帰京したことはあるたことで、この出張をひとまず終えたのである。当時地租改正事務局員の出張が頻繁かつ激務であったことは、すでに福島正夫氏によって指摘されているが、このような長期出張は他の職員の場合でも同じであったに違いなく、それだけに改正事業の困難さが理解できよう。

でいる。大阪着後に片山が地租改正事務局松方正義に向けて六月二等出仕山口宗義や十三等出仕白石純治とともに大阪を中心に活動したいる。大阪に向けて出発し、京阪で活動した片山の記録が残っている。 大阪に向けて出発し、京阪で活動した片山の記録が残っている。 であった。これら地域は京都を除けば、表二で見たように奏任官の担当者は小池(渡辺)国武であり、その指揮をうけて片山は、十一担当者は小池(渡辺)国武であり、その指揮をうけて片山は、十一担当者は小池(渡辺)国武であり、その指揮をうけて片山は、十一担当者は小池(渡辺)国武であり、その指揮をうけて出発し、京阪で活動した片山の記録が残っている。 でいる。大阪着後に片山が地租改正事務局松方正義に向けて六月二年には早く

表三 片山重範出張表

									114	+11	3.4	312	100	3
12 月 19 日	9月25日	明治11年9月20日	8 5 月 13 9 日	~ 8 7 月 月 3 30 日 日	·	6 月 20 日	明治10年5月8日	~ 12 11 月 月 12 16 日 日	10 月 31 日	10 月	明治9年2月8日	~明治10年5月	明治8年6月	年月日
大阪府他二県より帰京	堺県出張	大阪府他二県より帰京	神奈川県出張	千葉県出張	へも出張の達	東京神奈川埼玉群馬茨城千葉栃木	帰京	一時帰京	和歌山県へも出張の達	堺県にも出張の達	京都府へも出張の達		大阪府、堺県、兵庫県へ長期出張	出張内容
В	В	В	С	С	С		В	В	A C	Α	С		A	出典
			7	15 8			7	男 崔		- Jak		18	- 60	3.4

出典略号

C:地租改正事務局日誌(『明治初年地租改正関係資料』)A:『片山資料』 B:『公文録』(国立公文書館所蔵)

奏任官や本局に伺い出ることもしばしばであった。さらに明治九年

十六日付で発信した最初の通信文には、

本月十四日府着即県庁内海参事ニ面会調査手続承合候処山口宗義他七人并府官専務之者各所へ分派実地丈量中之趣右各手一同会同本局御新設以来之手続可及協議哉とも存候得とも各手東西へ共廻り一両日宛同行取調地所名称所有定方等之儀篤と及熟議私共廻り一両日宛同行取調地所名称所有定方等之儀篤と及熟議私共廻り一両日宛同行取調地所名称所有定方等之儀篤と及熟議不可一応帰府諸般内海参事へ遂談判明二十六日より私義も更ニー方へ巡回いたし候手続ニ御座候然ル処此日来各方巡査中地ニー方へ巡回いたし候手続ニ御座候然ル処此日来各方巡査中地

と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることから、片山の仕事内容を理解することができる。と記していることが方は、

名で提出した改租関係の伺は表四のとおりである。 らが分担した地域を知ることができる。ちなみに片山が単独又は連 下僚判任局員の復命書に添えて改租竣功・新税施行の伺を提出する 九月以降は、後述のとおり片山が地租改正七等出仕に昇格したため、 ことも重要な仕事のひとつに加わった。これら伺の内容からも片山

表四 片山重範伺一覧表

府県名	種別	何 年 月	伺者名	出典頁数
京都府	山城国八郡	明治10年5月	片山重範	100萬
	丹波国三郡			
大阪府	摂津国七郡	明治10年5月	片山重範	1011
東京府	武蔵国五郡	明治11年4月	片山重範	三崇
			戸叶正明	
		は、	有尾敬重	
東京府	市街耕宅地	明治11年4月	片山重範	三量
			戸叶正明	
			有尾敬重	
茨城県	耕宅地	明治11年7月	片山重範	二空
			戸叶正明	
			有尾敬重	
神奈川県	相模国内承服村	明治11年7月	片山重範	一七九

堺県

明治12年10月 | 片山重範

二三七

和歌山県

紀伊国市街地

明治11年10月

片山重範

丟

	73.3	覧表
明治10年51	伺 年	
月	月	
刀	启	1

	群馬県			千葉県			栃木県	
	上野国郡村市街						下野国	
	明治11年10月			明治11年9月			明治11年9月	
戸叶正明	片山重範	有尾敬重	戸叶正明	片山重範	有尾敬重	戸叶正明	片山重範	有尾敬重
· ·				11101			一九四	Ä

出典頁数は、 『明治初年地租改正基礎資料』の通し頁数である。 京都府 大阪府

市街地山林原野

明治13年4月

片山重範

四四四 三三

明治12年10月

片山重範

市街地

大和国奈良郡 和泉国堺市街地

山が当初明治八年から十年にかけて関西を担当し、明治十一年には この表は、表二、表三でみた分担と照応しており、ここからも片

戸叶正明

埼玉県

武蔵国十六郡

明治11年11月

片山重範

三

有尾敬重

戸叶正明 有尾敬重

下総国一郡

を読みとることができよう。関東近県を担当し、明治十二年以降は再び関西を担当したことなど

租事業にあたることになる。

祖事業にあたることになる。

祖事業にあたることになる。

祖事業にあたることになる。

明治十年五月の京都、大阪の改租が一応終了した後、翌六月から明治十年五月の京都、大阪の改租が一応終了しており、地租改正でには、担当した右地域の改租がほとんど終了しており、地租改正でには、担当した右地域の改租がほとんど終了しており、地租改正にの後明治十一年には再び大阪他へ出張し、市街地などの地租改正にでには、担当した右地域の改租が「をおける」といる。その後明治十年五月の京都、大阪の改租が一応終了した後、翌六月から明治十年五月の京都、大阪の改租が一応終了した後、翌六月から明治十年五月の京都、大阪の改租が一応終了した後、翌六月からいます。

# 第三節 大阪府改租と第六十九号公布問題

を適用しようとした問題である。 が一方的に地価を決定することを規定した明治九年第六十八号公布が一方的に地価を決定することを規定した問題への対処を検討してみ地域の地租改正の状況とそこで発生した問題への対処を検討してみ

文を引用しよう。

| 文を引用しよう。| 文を引用しよう。| 文を引用しよう。| 次の大阪府の問題については、『明治初年地租改正基礎資料』のこの大阪府の問題については、『明治初年地租改正基礎資料』の

一経過スル者ノ窺知ル能ハサルアリ日非常ノ水腐日非常ノ旱損

米価等他年ノ更正ヲ要セントスルノ所見ハ副申ト図説ニ詳記セ リ然レトモ全管ノ総額其隣府県ノ権衡ニ於テ聊不適当ナキハ純 ルモノヲ抜擢シテ説諭ニ従事セシメ辛クシテ一般承服事業整頓 月ノ旱十月ノ水二災更ニ非常ノ障碍ヲナシ事将ニ結果ニ垂ント セス彼是観望相躊躇シテ時日ヲ遷延スルノ際不幸ニシテ九年七 ニ至ルト雖トモ増税ノ村落ニ至リテハ固ク私見ヲ執テ服従シ肯 キ均一ニ帰着セシメントシ百方懇諭ヲ尽シ人民ノ答弁其辞ナキ 其減スヘキハ仮令相半減スルモーニ是例規ニ基キ偏重偏軽ヲ除 俗論ヲ排撃シ其旧習ヲ洗除シ其税額ノ増スヘキハ仮令相陪 帖耳人ノ顔色ヲ窺ヒ低声哀ヲ請フノ醜体アリ是ヲ以テ勉メテ其 加ルニ能勢全郡又島上島下二郡ノ内一部分ノ僻遠アリ住吉西成 治等万保証スル処ナリ ニ至レリ是所謂内部ノ障害ニシテ事務ノ延滞今日ニ及フ所以ナ ニ本年一月ニ至テ該府員非常ノ勉強力ヲ起シ区長ノ事理ヲ解ス シ殆ント九年六十八号ノ公布ヲ以テ処分ノ場合ニ至ラントセシ シテ頽ル、モノニ回 風習タル二種アリ其一種ハ黠智多慾ニシテ私見ヲ主張シ動モス スルノ障害ニシテ人民ノ苦情喋々口ヲ茲ニ籍レリ且夫該管下ノ レハ侫弁以テ人ヲ篭絡セントシ其一種ハ則依然旧弊ヲ帯ヒ低首 ノ新墾未熟地アリ非常低税ノ旧城代役地アリ皆是其内部ニ陰伏 ノ伸縮税額 ノ増損等ハ別冊ニ具載ス其村等地位ノ利害得失及 一回毎ニ苦情ノ語柄ヲ増加シ愈増葛藤ヲ生 (別紙比較表載スル処ノ如シ)若シ夫反

> 等寛慢ノ罪ヲ録セス該府知事渡辺昇請願スル所ヲ許容アランコ リ伏シテ願クハ閣下其延滞日ヲ引キ今日ニ至ル所以ヲ察シ純治

是ナリ其災害ノ惨酷ナル名状シ易カラス(詳細ハ図説ニ載ス)

トヲ純治頓首再拝

明治十年五月

白石

地租改正事務局十四等出仕

地租改正事務局総裁

大久保利通殿代理

同局三等出仕松方正義殿

る。 度中の竣功を至上命令としてうけていた出張官員は、現実の改租遅 ら着手し、その竣功までに二カ年を要したが、長期を要した原 の努力でようやく不服村を説諭することができたというものであ による処分をおこなおうとした。しかし、大阪府の幹部や担当職員 延状態とのあいだに葛藤を生じたため、明治九年の第六十八号公布 では全く承服しない状態であり、その上明治九年七月と十月の二度 は、管内のある地域は災害が多く、 水害と旱魃を受けたことも改租の障害となった。本局から明治九年 人民の性格の三点にあるという。とくに改租によって増税になる村 これによれば、大阪府摂津七郡耕地の地租改正は明治八年六月か 土地柄は低税であり、そして

、見据相立一郡一区内ニ就テ人民過半承服ノ場合ニ至ルト雖モ其 第六十八号公布とは、 「地租改正調査ニ臨ミ丈量済収穫地価適当

松市街地三カ町に実際に適用されている。 松市街地三カ町に実際に適用されている。 松市街地三カ町に実際に適用されている。 松市街地三カ町に実際に適用されている。 松市街地三カ町に実際に適用されている。 松市街地三カ町に実際に適用されている。 松市街地三カ町に実際に適用されている。

に至る過程で片山がどのように関与したのか見てみよう。大阪の場合はこの史料のとおり適用される前に解決したが、そこ

租の進捗を督促した。

和の進捗を督促した。

和の進捗を督促した。

和の進捗を督促した。

何差出候? 同差出候? 同差出候? 可地券税施行之筈兼て申出有之候即猶精々差急キ早々改正而者前段之目的ヲ誤り不都合ニ有之候即追々及遷延猶此上遅々致候リ地券税施行之筈兼て申出有之候処追々及遷延猶此上遅々致候

帰京した京都府他担当の松平正道五等出仕へ通信のなかで、「大阪の進捗も順調に進むものと思っていたらしく、同年三月三日に一時この督励を受けて片山たちは、大阪府の改租担当者と協議し、そ

決できるものとの見通しを持っていたのである。 一不服之村々も出来候ハ、右説諭ニ暫時巡廻いたし候様可相成見込ニ有之先ツ右迄者諸般府員へ相任置候而差支無之」と述べている。 議いたし候筈ニ付来ル七日頃よりハ手透ニ相成尤廿日後ニも相成万 ができるものとの見通しを持っていたのである。

調査もなかなか進展しなかった。さらに九月十九日には松方からは、 して不服の申立てがうまれた上に、八月には大雨による洪水があり(※) て拒否し、また「本年八月再調ニテ多少減額アルヲ以テ猶苦情ヲ唱 豊島東成二郡其最タリ故ニ今這ノ苦情モ亦二郡特ニ太甚シク但一己 其事ノ寛厳ヲ試ルノ旧智アリ」とその土地柄の性格に求め、 を考えるに至った。彼らの判断は、大阪府の不服村問題の原因を る。その解決方法として片山と白石は、第六十九号公布による処分 白石の復命書で言うところのまさしく「葛藤」を生じていたのであ では不服村の対処をしなければならない板挟みにあったといえよう。 ある。このように本局からは調査の進捗を求められる一方で、現場 られており、早急に改租作業をすすめ竣功する必要が生まれたので 穫目的を出張局員と府側担当者と協議しながら調査することが命じ 大阪府と出張局員にたいして秋収穫の時期を機会に、官側の改租収 一府下一般ノ民風點智多慾常ニ人ノ鼻息ヲ窺ヒ以意ヲ迎へ情ヲ斟り 、偏見ヲ主張スルニ過キス」と、農民の反対を「一種ノ偏見」とし しかし事態はうまくいかず、管内百十六カ村から地位等級にたい いれゆる「ゴネ徳」の風潮を指摘する一方で、自らの調査方法についわゆる「ゴネ徳」の風潮を指摘する一方で、自らの調査方法についれゆる「ゴネ徳」の風潮を指摘する一方で、自らの調査方法についれゆる「ゴネ徳」の風潮を指摘する一方で、自らの調査方法についれたのである。しかし、実際に第六十八号公布を適用しようとしたのではなく、この何で同公布による処分が許可されさえすれば「公布ではなく、この何で同公布による処分が許可されさえすれば「公布ではなく、この何で同公布による処分が許可されさえすれば「公布ではなく、この何で同公布による処分が許可されさえすれば「公布ではなく、この何で同公布による処分が許可されさえすれば「公布をは明治九年十月二十八日付第五百五十八号書面で、「強テ利民不服は明治九年十月二十八日付第五百五十八号書面で、「強テ村民不服は明治九年十月二十八日付第五百五十八号書面で、「強テ村民不服として、片山たちの何を認めず、更に一層の説諭努力を要求していたのみ六十八号公布を適用すべきで、その施行は総裁の権限であるとして、片山たちの何を認めず、更に一層の説諭努力を要求していたのみ六十八号公布を適用すべきで、その施行は総裁の権限であるとして、片山たちの何を認めず、更に一層の説諭努力を要求していたのみ六十八号公布を適用すべきで、その施行は総裁の権限であるとして、片山たちの何を認めず、更に一層の説諭努力を要求していたのみ六十八号公布を適用すべきで、その施行は総裁の権限であるとして、片山たちの何を認めず、更に一層の説諭努力を要求していたのみ六十八号公布を適用すべきで、自らの記憶を表していた。

号公布御取消更ニ隣地比準御布告之義正院へ御伺按」と題された書からか。明治九年十一月十六日から一時帰京して本局で協議をしていらか。明治九年十一月十六日から一時帰京して本局で協議をしていたのは判明していないが、地租改正事務局稟議用紙に「本年六十八たかは判明していないが、地租改正事務局稟議用紙に「本年六十八たかは判明していないが、地租改正事務局稟議用紙に「本年六十八と公布を終のように考えていたのだろところで、片山は第六十八号公布をどのように考えていたのだろところで、片山は第六十八号公布をどのように考えていたのだろ

関係で本稿ではふれられなかったが、

大阪府の改租と同時に担当し

ろう。要は、片山は第六十八号公布よりも強力に地価決定を実施で すなわち地租改正事務局員にあることを明記した点などに特徴があ で顧問にあてた区戸長の意見を採用するかどうかの判断は「審査官 比準方法について詳細な規定があることや、第七節で地租改正作業 より詳細な内容となっている。第六節で県境の村における隣県との 案の方には七節からなる「地租改正調査比準心得書」が貼付され 布とは、近傍類地との「比準」という点でほとんど差はなく、片山 価を確定する方式を提案している。この片山の提案と第六十八号公 案として、すでに収穫調査や地位等級の確定した隣地と比較して地 第六十八号公布を廃止することを主張している。そしてこれに代る み、実際に第六十八号を適用しかねる場合もあるとの三つの理由で、 御指揮有之度候也」と記されている。第六十八号公布による処分は 御布告按相添此段相伺申候右者差迫候事情モ有之候ニ付至急何分之 右六十八号ハ御取消相成更ニ既済之隣地ニ比準処分候様致し度依之 候弊害も難計右公布ニ依リ歩合ヲ以処分致し兼候場合モ可有之ニ付 布ニ拠リ処分致シ来候処追々人民連合之姿ヲナシ或ハ一区 穫差示候場合ニ於テ其一部分私見ヲ主張致シ候得者本年六十八号公 類には、 景には、現実の地租改正作業の困難性があったからである。 きるような方法を提起したことにある。このような意見を持った背 「人民連合ノ姿」をまねき、区や郡ごとに申し合せなどの弊害を牛 「地租改正収穫人民申立不適当之節再三説諭之末至当之収

吉田六三郎を伴い出発した。ところが帰阪してみると、さらに状況でいた京都府の改租でも、村位等級の問題でかなり難行していたことが、背景にあるように思われるが、今後の課題のひとつである。とが、背景にあるように思われるが、今後の課題のひとつである。とが、背景にあるように思われるが、今後の課題のひとつである。民へ対シ説諭之端緒モ可有之歟」と、別の局員による説諭に希望を託し、その派遣方を明治九年十二月十六日の局議に提出し、決裁を受けており、同月二十日に新たに大阪出張を命じられた七等出仕の受けており、同月二十日に新たに大阪出張を命じられた七等出仕の受けており、同月二十日に新たに大阪出張を命じられた七等出仕の受けており、同月二十日に新たに大阪出張を命じられた七等出仕のでいた。

の変化が生じていた。

「不良之人民へ説諭方之困難ヲ掛念」して伺を提出したのは、「私とになり、これは「最不条理之儀」であるとし、さらに大阪府がとになり、これは「最不条理之儀」であるとし、さらに大阪府がであった。すなわち片山の上京中に、大阪府は、明治八年度から新税の施行をしたい旨のの伺に反対する旨を松方正義に対して申入れている。反対の理由としては、せっかくこの改租で「至当之税額」になるのに、「無謂苦情申立候不良之徒」がいるからといって改租を延期しては、これまで「非常之重税上納」してきた「良民へ一ヶ年重税上納申付」ることになり、これは「最不条理之儀」であるとし、さらに大阪府がそれは大阪府権知事以下幹部と出張局員との間の改租延期をめぐる対立であった。

「不良之人民へ説諭方之困難ヲ掛念」して伺を提出したのは、「私

共二於テ尤不同意」であると拒否しているのである。この通知を受けた松方は、直ちに十七日の電報で権知事との協議方を指令すると同時に、おそらく松方から渡辺昇大阪府権知事へも連絡したらしく、十八、九の二日間片山らは大阪府の幹部と会談することになった。会談の結果は「条理上ニ於テハ私共所見ニ屈服致候」と片山たちの論理の前に大阪府地方官側は敗れたものの、実際には、大阪府の担当者は人民に対して「年延之儀者精々願立遣可申様説諭」しており、いまさら年延ができないと言うのは「人民へ信義ヲ失」い、地租改正の「卒業ニ垂タル事務忽瓦解ニ及ヒ可申」ことになるという理由で、片山らに改租延期伺に同意を求め、これに対して片山らは「不得止地方官見込ニ同意」したのであった。

今一層御注意可有之」と一層の説諭による穏便な方法を指示していながら不服村への説諭が重ねられて、「追々説諭方行届即今別紙之はがら不服村への説諭が重ねられて、「追々説諭方行届即今別紙之得共今少々猶予致候得者右残額之内尚過半受書可差出見込有之趣ニ御座候」と約半数の五十九カ村で説諭の効果が現れたものの、まだ「到底強情之村々多少六十八号御処分無之而者結果ニ至申間敷歟十ケ村乃至二十ケ村内外ニも至候ハ、復命いたし候而不苦候哉」と最期まで不服の村に対しては、第六十八号公布による処分を強行する可能性を見せている。この報告を受けて松方は、結果的には第六十八号公布による処分も仕方ないが、「可成説諭ニ服シ請書差出候様の場合で、明治十年二月の鹿児島での西郷隆盛の事件の影響を見るの後は、明治十年二月の鹿児島での西郷隆盛の事件の影響を見るがある。

ある。 その後三月十一日の松方宛ての上申では大阪府管内不服村の数る。その後三月十一日の松方宛ての上申では大阪府管内不服村の数

とおりである。 以上の大阪府の改租における片山の活動経過をまとめると、次の

問題は、これまで十分な検証がなされておらず、福島正夫氏が、第この大阪府管内の改租不服村に対する第六十八号公布による処分

大十八号公布をちらつかせて不服の農村を承服させる「強権制度の六十八号公布をちらつかせて不服の農村を承服させる「強権制度の方法を主張したことである。このような際までも説諭をもっておこなうのか、改租竣功のためには第六十八号までも説諭をもっておこなうのか、改租竣功のためには第六十八号まで穏便な説諭という方法を主張したことである。このような際は強引に権力的対応をすずめようとしたことである。このような際は強引に権力的対応をすずめようとしたことである。このような際は強引に権力的対応をすがようとしたことである。このような際は強引に権力的対応をすがようとしたことである。このような際は強引に権力的対応をすがようとしたことである。このような際は強引に権力的な対応を実施した人物であり、まさしく地租改的に活動し、権力的な対応を実施した人物であり、まさしく地租改的に活動し、権力的な対応を実施した人物であり、まさしく地租改的に活動し、権力的な対応を実施した人物であり、まさしく地租改を制度の対応を実施した人物であり、まさしく地租改りに活動し、権力的な対応を実施した人物であり、まさしく地租改りに活動し、権力的な対応を実施した人物であり、まさしく地租改りに対しているというに対しているという。

### むすびにかえて

大阪府の改租は、片山が関わった地租改正事業の一部ではあるが、大阪府の改租とほぼ同じ頃に片山は、京都府や堺県、兵庫県、和歌山県のの政租とほぼ同じ頃に片山は、京都府や堺県、兵庫県、和歌山県のの政租とほぼ同じ頃に片山は、京都府や堺県、兵庫県、和歌山県のの、その内実は京都府官員が出張局員に知らせず丈量反別に八掛をしていたことが、地租改正事務局閉鎖後に判明が丈量反別に八掛をしていたことが、地租改正事務局閉鎖後に判明が大阪府の改租は、片山が関わった地租改正事業の一部ではあるが、大阪府の改租は、片山が関わった地租改正事業の一部ではあるが、大阪府の改租は、片山が関わった地租改正事業の一部ではあるが、大阪府の改工を対していたのだろう

片山は市川正寧ら同僚と盛んに主張し、地租改正事務局総裁にあて 内で問題化した際、第二期地価調査の一環として山口県の再調査を、 それは次の課題である。 許可を得た山口県の改租の杜撰さが、明治十一年に地租改正事務局 て建議をしたりしている。このような片山の積極的な活動の背景に 彼の地租改正に対する考え方を知る手がかりがあると思えるが、

注

- (1)地租改正の研究史については、田村貞雄『地租改正と資本主義 争』を参照。地租改正の実証的分析は、福島正夫『地租改正の研究』 稿でも多くの部分で活用させていただいた。 増訂版 有斐閣 一九七〇年)が現在でもその頂点をしめており、本 論
- (2)福島、前掲『地租改正の研究』 序文二頁
- (3)地租改正資料刊行会編『明治初年地租改正基礎資料』 斐閣 一九五六年。 全四巻 有
- (4)福島正夫『地租改正』〈日本歴史叢書二一〉 八年 三一三頁。 吉川弘文館 一九六
- (5)県立博物館では『地租改正資料』の名称で資料登録してあるが、そ (6) 福島、 の記録も含まれるので、 の内容は後述のとおり片山重範が地租改正事務局以外で勤務したとき 当である。 前掲『地租改正の研究』 以下本稿では『片山資料』と略記して用いる。 実際は『片山重範関係資料』と称する方が妥 三〇八~三一〇頁。

- また、地租改正法施行以前に改租を着手し、明治七年に改租の
- 7 国立公文書館所蔵『地租改正事務局第一回報告書』。
- 8 改造社 一九三三年 「地租関係書類彙纂」『明治前期財政経済史料集成』 三四八頁 第七巻所収
- (9) 『片山資料』№3「関西出張中受取書類綴込」所収 照 後掲資料①参
- 10 地租改正事務局設置後に奏任官に昇級した人物は次のとおり。 七等出仕 七等出仕 七等出仕 七等出什 七等出什 七等出仕 七等出仕 久野謙次郎 大塚義達 片山重範 吉田六三郎 紅林武治 有尾敬重 戸叶正明 明治九年八月補 明治九年?月補 明治九年九月補 明治九年三月補 明治九年三月補 明治八年七月補 明治九年九月補

(大隈文書A2039より)

諸雇四人、総計百二十二人で、前年度比五十一人増である 明治九年六月現在の職員数は、 勅任三人、奏任十三人、 判任百人、

前掲『地租改正第一回報告書』)

- 11 化大学東洋研究所 一九七九年 三三〇~一頁。 「侯爵松方正義卿実記」六 『松方正義関係文書』第一巻、 大東文
- (1) 国立公文書館所蔵「明治九年九月諸官進退」<二A-一八-任五〇> 地理大属兼地租改正事務局八等出仕片山重範昇級及兼出仕の件

13

前掲

『明治初年地租改正関係資料』

中巻

一〇〇四頁及び

〇一一頁。

- (4) 前掲『地租改正の研究』三一二頁、 三四頁 『本邦地租の沿革』の福島解題
- 15 前掲『片山資料』№3「関西出張中受取書類綴込」所収。

- (16)前掲『片山資料』No.3「関西出張中受取書類綴込」所収
- 兼地租改正事務局八等出仕片山重範昇級及兼出仕の件。(17)前掲「明治九年九月諸官進退」<二A−一八−任五○> 地理大属
- (18)前掲、『地租改正事務局第四回報告書』。
- けである。三〇五頁、三一七頁。(19)これについては福島、前掲『地租改正の研究』が少し触れているだ(19)
- (20)前掲『明治初年地租改正基礎資料』 一〇一一~一〇一二頁。
- (21)前掲「地租改正例規沿革撮要」 二八五頁。
- (22) 前掲『地租改正の研究』二九九頁。
- (3)「地租関係書類彙纂」前掲『明治前期財政経済史料集成』三四一頁。
- 参照。(25)前掲『片山資料』№4「関西出張中差出書類控」所収(後掲資料③)
- 参照。 参加。 参加。
- れ、資料⑤はこの⑥の返信と思われる。参照。この資料の日付は明治九年十一月とあるが、実際は十月に出さ参照。この資料の日付は明治九年十一月とあるが、実際は十月に出され、資料⑤には、1000円では、1000円で
- 参照。29)前掲『片山資料』№4「関西出張中差出書類控」所収 後掲資料⑥
- (30)前掲『片山資料』№3「関西出張中受取書類綴込」 所収 後掲資料
- 31) 前掲『片山資料』№4「関西出張中差出書類控」所収 後掲資料⑦

参照。

- 参照。 《32》前掲『片山資料』№4「関西出張中差出書類控」所収 後掲資料®
- 月八日に死去しており、翌十一年十月依願免職している。(33)吉田は明治九年三月七等出仕、同人の妻は大阪出張中の明治十年三(

- (36)前掲『片山資料』№4「関西出張中差出書類控」所収 後掲資料⑩(35)前掲『片山資料』№3「関西出張中受取書類綴込」所収。

参照。

(37)明治十年二月十四日付の松方の内達には

答している。 管している。 管している。 をしている。 をしている。 をしている。 をしている。 をしている。 をは、一段西出張中差出書類控」所収(後掲資料②参照)と回点資料』No.4 「関西出張中差出書類控」所収(後掲資料の参照)とあり、これに対して大阪府中受取書類控」所収(後掲資料の参照)とあり、これに対して大阪府中受取書類控」所収(後掲資料の参照)とあり、これに対して大阪府中受取書類控」所収(後掲資料の参照)とあり、これに対して大阪府中受取書類控」所収(後掲資料の参照)とあり、これに対して大阪府中受取書類控」所収(後掲資料の参照)との問題を認定を表する。 をしている。 をしている。

- 参照。 《38》前掲『片山資料』№4「関西出張中差出書類控」 所収 後掲資料⑫
- (40)前掲『地租改正の研究』二九九頁及び三〇四~五頁)
- (41)前掲『片山資料』M.4 「関西出張中差出書類控」 所収 後掲資料®

- (42) 前掲『本邦地租の沿革』一三七頁)。
- (4)前掲『地租改正の研究』四○六頁。

### 【資料①】 <明治八年九月三日>

### 大阪府出張

地租改正事務局御用掛

地理大属

片山 重範

租税寮十一等出仕 山口 宗義

租税寮十三等出仕 岩 純治

地租改正之事務追々相運ヒ各府県於テモ逐次実地調査之順序ニ至リ

ヲ受ケ可申此旨相達候事 テ者渾テ調査之事務ハ細大トナク其向出張之奏任官へ通議致シ指揮 候ニ付右勘査トシテ本局御用掛奏任官別紙之府県へ出張被仰付候付

地租改正事務局総裁

明治八年九月三日

大久保利通 印

「整理番号『片山資料』 No.3 関西出張中受取書類綴込

大阪府出張

松方

正義

(FI)

片山重範殿 白石純治殿

/別紙/

致候而者各般差支之義有之二付今一層精励可成収税期限迄二卒業候 目今精々督励中ニ可有之候得共追々収税之期限モ差迫り居曽此上遅々 其府地租改正之義昨八年ョリ地券税施行之筈兼テ届出有之ニ付而者

大

阪 府

地租改正事務局総裁

明治九年二月九日

様尽力可有之此段相達候事

大久保利通

「整理番号『片山資料』M3 関西出張中受取書類綴込」

### 【資料③】 〈明治九年三月三日〉

自然閣下御用之御都合ニ而京都府へ御出張御隙取ニ相成候ハ、乍不 様可相成見込ニ有之先ッ右迄者諸般府員へ相任置候而差支無之ニ付 後ニも相成万一不服之村々も出来候ハ、右説諭ニ暫時巡廻いたし候 中ニ者先々決議いたし候筈ニ付来ル七日頃よりハ手透ニ相成尤廿日 存候然者大阪府取調も余程相運収穫之段階利子之差等ニ至迄両三日 昨二日愛知県より御電報之趣拝承俄ニ御帰京相成置御苦労至極ニ奉

### 【資料②】<明治九年二月九日>

券税施行之筈兼て申出有之候処追々及遷延猶此上遅々致候而者前段 之目的ヲ誤り不都合ニ有之候間猶精々差急キ早々改正伺差出候様勉 今般総裁ヨリ別紙之通御達相成候ニ付て者其府之儀者去八年ヨリ地

明治九年二月九日

励有之度此段分で申進候也

地租改正事務局御用懸

之御指揮被下度此段相願候也 置度右之段相伺候尤不日閣下御出張ニ相成夫迄ハ何分之掛念無之儀 有之ニ付此掛念アル也)万々一是等之儀有之候ハ、能々熟議いたし ならす到底調査上ノ障碍ト相成候ニ付(毫厘千里ヲ誤之弊各県往々 然最初着手ニ方向ヲ誤失いたし候而者啻ニ他日之手数ヲ要するのミ たし而者如何右者是迄於同府何等之調査いたし居候哉心得不申候自 置追而閣下御出張之節ハ御電報次第速ニ会同諸般御決議相願候様い 及一応両人罷出既往之取扱振将来取調之見込等承り右内評議いたし 有之御出張之節迄相見合可申候此郵信到着次第電報を以至急何分

三月三日

启

片山

松平正道殿

東京ニ而

「整理番号『片山資料』No.4 関西出張中差出書類控〕

【資料④】 <明治九年九月十九日>

第四百四拾四号

此際収穫ノ概量ヲ予定シ概府官ノ目的ト派出局員ノ目的トヲ一定ニ 別紙之通該府へ相達候条秋収 改租収穫目的未定ノ地者本年秋収已前ニ於テ収穫目的調査ノ義ニ付 ノ期節ニ差臨ミ居候ニ付機会ヲ失セス

> 地位階級ヲ調査為致実地ニ臨ミ収穫ノ見込ヲ調査シ其比準ヲ推シテ 帰セシムルトキハ調査上ニ於テ幾多ノ運ニモ可相成候間篤ト府官ト 協議シ先各区域ニ於テ両村ヲ組合セ其内便宜ノ村方ヲ選定シ精覈ニ 組合村々ニ及ボシ遂ニ全管上大観ノ目的整理候様一層勉励相成度此

段申入候也

九年九月十九日

地租改正事務局三等出仕

松方

即

京都府出張

白石純治殿

片山重範殿

/別紙/

ラサルモ一区一郡ノ検了相成候得共其部分より引続キ地位階級調 ラサル機会ニ有之依而者改租収穫目的未定ノ地者悉皆丈量竣成ニ至 節ニ臨ミ候ニ付実際ニ就キ収穫ノ多寡如何ヲ推知スヘキニ欠クヘカ 地租改正事業期限之義ニ付而者客歳公布之次第モ有之追々秋収 的ヲ仮定いたし置度候条本局出張官員ト協議シ夫々事業相運候様 着手為致本年秋収已前ニおゐて収穫ノ概量ヲ予算シ大観スル所之目 ノ川期

地租改正事務局三等出仕

層御尽力有之度此段申入候也

松方 正義

「整理番号『片山資料』Mo 3 関西出張中受取書類綴込」 九年九月

## 【資料⑤】 <明治九年十月二十八日>

### (朱筆

[第五百五拾八号]

協議可有之候此段及御回答候也
お議可有之候此段及御回答候也
は議可有之候此段及御回答候也
は議可有之候此段及御回答候也

地租改正事務局四等出仕

明治九年十月二十八日

松田 道之

大阪府出張

七等出仕片山重範殿

[整理番号『片山資料』M.3 関西出張中受取書類綴込]

### 【資料⑥】〈明治九年十一月〉

次官初掛属官共ニ百方説諭ヲ尽スト雖頑結解セス抑右不服之原由ヲ精査ノ末将ニ整頓ニ至ントスルニ際シ百十六ケ村無謂苦情申募リ長大阪府地租改正調査順序之儀別紙手続書記載之通去年十月以来反復

之候間前文之条々御深察至急何分之御指揮奉懇願候也 先五六ヶ村乃至十ヶ村モ申付候ハ、随テ承服結果ニ至へキ見込モ有 加スルノ景況現然タリ伏願クハ該府伺之通断然六十八号公布ニ基処 跡ヲ異ニスレトモ其情勢ハ同一轍ニ有之加ルニ該府ハ斯迄手順ヲ増 末如何トモ可抛術計無之尤鳥取和歌山諸県一部分ノ苦情トハ稍其形 服ノ村々必ス不平ヲ鳴シ忽チ土崩瓦解拾収ス可カラサル勢ナレハ此 益シ該府収穫ノ見込タル再三再四熟議ヲ遂ケ区戸長老農ニモ諮問シ 猶苦情ヲ唱レハ此上ニ幾分ヲ減セント見込甲唱乙和スルノ気勢アリ 不条理之儀ノミ申立要スルニ本年八月再調ニテ多少減額アルヲ以テ 再三延期ヲ請ヒ終ニ承服セサルアリ(西成郡一小区)其他変詐百出 成郡三小区)或ハ村民過半承服之場合ニ至リ故ナク異愛スルアリ 二災ニ係ルモノ其不熟ヲ口実トスルアリ(鳥飼郷嶋下郡ノ内)或ハ 税ニテ多少ノ増税ヲ苦ムアリ(城代役地及新開地)或ハ本年水旱之 過キストイへトモ各種類アリ今其著シキモノヲ挙ルニ従前類外之薄 リ故ニ今這ノ苦情モ亦二郡特ニ太甚シク但一己ノ偏見ヲ主張スルニ 迎へ情ヲ斟り其事ノ寛厳ヲ試ルノ旧智アリ就中豊島東成二郡其最タ 審案推究スルニ府下一般ノ民風點智多慾常ニ人ノ鼻息ヲ窺ヒ以意ヲ 分ノ義御許可有之度左候ハ、該府見込之通悉皆右公布施行セストモ ヲ苦情ノ有無ヲ以聊タリトモ斟酌ヲ加トキハ管内ノ権衡ヲ失シ既 村位相当ノ額ヲ指示シ隣区隣村ニ比シ決シテ不適当ノ儀者無之然ル 目下米価下落シテ改正石代ト差違アルヲ以米納ヲ希望スルアリ(東 (馬場般若寺)或者伍長惣代等ニ至ル迄承服シ受書差出之期ヲ約シ

大阪府出張

十二等出仕

純治

九年十一月

七等出仕

片山

整理番号『片山資料』 No. 4 関西出張中差出書類控

【資料⑦】<明治九年十一~十二月頃>

明治

年

月

日

片山 重範

(EI)

勅任出仕

奏任出仕

本年六十八号公布御取消更ニ隣地比準御布告之義正院へ御伺按

添此段相伺申候右者差迫候事情モ有之候ニ付至急何分之御指揮有之 計右公布ニ依り歩合ヲ以処分致し兼候場合モ可有之ニ付右六十八号 地租改正収穫人民申立不適当之節再三説諭之末至当之収穫差示候場 分致シ来候処追々人民連合之姿ヲナシ或ハ一区一郡申合候弊害も難 合ニ於テ其一部分私見ヲ主張致シ候得者本年六十八号公布ニ拠リ処 一御取消相成更ニ既済之隣地ニ比準処分候様致し度依之御布告按相

大臣殿

総裁

御布告案

層精査ヲ遂ケ既済隣地ノ比準ヲ推究シ相当ノ地価差定地券相渡収税 地租改正調査ニ臨ミ人民申立ル処ノ収穫不適当ニテ目途ニ達セサル ムヘシト雖モ若シ或ハ一己ノ私見ヲ主張シ承服ニ至ラサル節ハ猶 トキハ実地適度ト確認スル所ノ収穫ヲ標示シ説諭ノ上承服ニ至ラシ

可申付事

地租改正調查比準心得書

第一節

ニ至テハ村位上中下ノ多寡ヲ計リ地位ノ歩合モ積算シ第三節以下ヲ 村上ノ比準ハ地位上中下多少ヲ計り右歩合ヲ以比較シ一区一郡上

第二節

参考シテ比準スヘキモノトス

大別シ又ハー村上反米平均何程以上ノ村数反別幾千何程以下ノ村数 或ハ新開未定地域ハ水旱損害地ニシテ其幾部分普通ノ地ヲ得ル等ヲ 全国全管ノ比準ハ大体上ニ就キ通観シタトへハ其幾部分ハ山間僻邑

カラサルモノトス反別幾千ト右歩合ヲ以推究スル等ニ止リ一地一村ノ細微ニハ渉ルへ

### 第二節

易運輸ノ便否等尤注意ヲ要スヘキモノトス山川ノ位置気候ノ寒暖土地ノ広狭水旱損ノ有無人畜ノ釣合耕耘ノ難

### 第四号

スレハ判然タリ必税額ノ増減ヲ以比準ヲ誤ルヘカラス又ハ新開ノ地ニ多ケレハ一概ニモ見做シ難シト雖モ実際ニ就キ精査新反別ヲ以テ旧税額ヲ除シテ其甘苦ヲ察スヘシ尤反別ノ増殖ハ山間

### 第五節

穫ノ多寡ノミ比準シカタシ故ニ其地価上ニ就テ比準スヘキモノトス管等ノ比準ニ至テハ米価ノ高下アリ利子モ亦高低一ナラサレハ独収収穫ハ地租ヲ課スルノ基本ニシテ彼此高低ナカルヘキモノト雖モ隣

### 第六節

準ヲ失スルモノヲ改メ全管ニ波及セシムヘカラス見極ムヘシ若シ或ハ乙県管内ニテ平準ヲ得サレハ其管内ニ就テ其平

### 第七節

用スへシ他管内ノ区戸長ニ顧問スル場合ニ於テハ尤注意ヲ要スニ拘泥スヘカラス其言フ所審査官ノ正実ト見認ル所ノモノヲ撰テ採比隣既定郡村ノ区戸長ハ時トシテ顧問ニ備フヘシトイヘトモ其意見

「整理番号『片山資料』№4

関西出張中差出書類控

【資料⑧】〈明治九年十二月十六日〉

明治九年十二月十六日

(松方)

勅任出仕 (松田)(安藤)(戸叶)(吉原)(久野)(吉田)

奏任出仕

(FI)

(FI)

候通知参事より不服村々区戸長へ申渡候次第モ有之ニ付此上府員よ年六月上旬より十一月上旬迄説諭数十回ニ及ヒ結局昨日モ口述致し候然ルニ先般大阪府申状へ添書ニ申陳置候通知参事始掛官員諸共本応出張之上知参事と協力尚精々説諭承服セシメ候様御達之趣謹承仕大阪府地租改正収穫不服村々処分之義見込之次第兼而相伺置候処再

片山

重範

(EI)

と考弁致し候ニ若或ハ新ニ局員壱名御差添被下候ハ、更ニ人民へ対 シ説諭之端緒モ可有之歟今一応右手順ヲ以従事致し度可然御詮議之 民決而受用仕間敷見据有之然ニ徒ニ御受申上候而者恐縮之至ニ付篤 り説諭之道無之私共ニ於而モ説諭之道絶タル地方官諸共従事候共人

「整理番号『片山資料』No.4 関西出張中差出書類控]

程相願候也

### 【資料⑨】〈明治十年一月十五日〉

当り最不条理之儀者相心得候右者地方官ニ於テ注意可有之筈之処却 ニ於テ尤不同意ニ有之候間右伺之趣御聞届無之方可然歟兼而打合等 す無謂苦情申立候不良之徒ノ為ニ良民へ一ケ年重税上納申付候筋相 延御聞届相成候而者是迄非常之重税上納致居り今般至当之税額ニ改 内海参事上京申立之次第も有之其砌愚意陳述いたし置候通り自然年 取纏出来候見込も有之趣ニ付不日結果ニ至可申様尚追々事情可申上 之処本年第一号第二号御布告御発令ニ相成最早此上ハ地方官ニ於而 も有之候ハ、十分見込之次第討論可致筋之処無其儀既ニ上陳いたし テ不良之人民へ説諭方之困難ヲ掛念いたし特ニ約ヲ変シ候儀者私共 正相成右受書も疾差出居候申良民共へ対シ猶最初之約ヲ変候而已なら 人民へ申聞置有之候処一ケ年延期之儀再伺差出候趣右者先頃在京中 候將又渡辺権知事より承候得者本府改正去ル八年より施行之旨最初 大阪府地租改正之儀ニ付再出張以来説諭之方法地方長次官と協議中

候との事ニ付不得止所見之次第具状いたし置候也

十年一月十五日

しら石

かた山

吉田

松方正義殿

\_整理番号『片山資料』№4 関西出張中差出書類控〕

### 【資料⑩】〈明治十年一月十九日〉

御達之御受ヲ兼現今之景状致具陳候也 程義難計不得止地方官見込ニ同意いたし候間至急電報ニ而御指令相 聞候間此上者軽重難易ヲ商量シ臨機之処分義無之而者愈葛藤ヲ生候 減少之村々へ説諭之儀長次官ニ於テ担保致可申右者兼テ管内区長へ 事務忽瓦解ニ及ヒ可申に付伺之旨趣ニ致同意呉候様達テ申出且旧租 候此上年延御聞届不相成候而者差向人民へ信義ヲ失シ卒業ニ垂タル 管計致協議結局条理上ニ於テハ私共所見ニ屈服致候得共現ニ府員よ 尤豊嶋郡者尓今強情申立居候趣即今知参事精々説諭中ニ有之歟右者 右之内西成島下等ニ者弐分五厘御発令無之内既致承服候村々義有之 成候様致度奉存候將又不服村々之中即今三十有余ケ村承服いたし候 諮問致候処区長ニ於テ事業整理ヲ主トシ一同年延之儀致企望候趣申 り人民へ対シ年延之儀者精々願立遣可申様説諭之一端之義相用居申 本月十七日電報御達之趣ヲ以大阪府改租年延之儀昨今両日長次官江

吉田六三郎

一月十九日

片山 重節

[整理番号『片山資料』№4 関西出張中差出書類控]

【資料①】<明治十年二月十四日>

或ハ紛糾ヲ来スノ患ナキヲ難保候間此際ハ民情ヲ酌量シ一時猶予ヲ然ルニ改租之調査是迄之手続ヲ追ヒ成功之類ヲ役ス事切迫ナル時ハ鹿児島県下暴挙之形状有之候ニ付而者該地方民心ニモ多少差響可申

ク御注意御従事可被下此段及御内達候也加へ条々ニ相運ヒ置彼地平定之機ニ至り一斉ニ勉励調査整頓候様深

十年二月十四日

松方 正義 印

**吉田六三郎殿** 

「整理番号『片山資料』M3 関西出張中受取書類綴込」

【資料⑫】 〈明治十年二月二十三日〉

不服村々説諭方之儀も追々上陳いたし候通弐分五厘御発令儀府員一府下之儀者民情至て平穏響応等之萌絶而無之此段御安慮被成候改租府改租事業も民情斟酌いたし徐々相運候趣御達候趣承知いたし候当本月十四日付を以鹿児島県暴動各地民心ニも多少之響影難計ニ付本

二月二十三日

候至急何分之御指揮相成度候也

三人

用筋無之ニ付船便次第帰京いたし候而も不苦候哉此段併而相伺候也追而大阪府之儀本文伺之趣御聞届相成候得者吉田六三郎儀ハ最早御

記

一不服村数百十六ケ村

右之内

残数五十七ケ村

五十九ケ村

二月二十日迄承服

内訳

八ケ村

朱ニて内七ケ村者近日受書持参之模様

東成郡

四ケ村

住吉郡

同 悉皆近日受書持参之模様

九ケ村

嶋下郡

朱ニて八十五ケ村内

三十八ケ村

豊島郡

内弐十ケ村者近日受書持参之筈

「整理番号『片山資料』№4 関西出張中差出書類控]申立有之田畑宅地共不服之村者至而僅少ニ有之候也右村之内多くハ畑方宅地を受ケ田方迄苦情申立又者畑方而已ノ

【資料③】 〈明治十年二月二十八日〉

(朱筆)

[第百七拾九号]

府改租整理ノ上ハ一同復命及六三郎殿帰京之儀ハ申越之通差支無之声が、職力、隣村ノ内尚多少受書可差出候得トモ或ハ六拾八号公布が、隣村ノ内尚多少受書可差出候得トモ或ハ六拾八号公布暫猶予候ハ、隣村ノ内尚多少受書可差出候得トモ或ハ六拾八号公布事猶予候ハ、隣村ノ内尚多少受書可差出候得トモ或ハ六拾八号公布事猶予候ハ、隣村ノ内尚多少受書可差出候得トモ或ハ六拾八号公布事猶予候の、

候条此段及回答候也

地租改正事務局三等出仕

松方

印

明治十年二月二十八日

大阪府出張

吉田六三郎殿

片山 重範殿

白石 純治殿

白石 紅光展

「整理番号『片山資料』№3 関西出張中受取書類級込」

【資料①】〈明治十年三月十一日〉

次第具状可仕候日附を以御達之趣謹承不取敢両県へ出張実際ニ就き精査之上見込之日附を以御達之趣謹承不取敢両県へ出張実際ニ就き精査之上見込之堺県管下高安郡両毛作之儀并ニ和可山県管下荒地之儀ニ付本月十三

候共僅ニ四五ケ村ニ者不過様相心得罷在候右者近日同府長官より決少取纏出来兼遷延ニおよひ居候得共最早不日ニ落成いたし候筈ニ有少取纏出来兼遷延ニおよひ居候得共最早不日ニ落成いたし候筈ニ有大阪府不服村之儀者先般上申いたし置候五十有ケ村之処追々承服受志出し即今にてハ廿ケ村内外ニ相成申候尚此迄精々説諭ニ従事いたし居候ニ付多分京都府復命迄ニ者整頓いたし可申候仮令私見申募京都府改租之儀本月上旬追々者整理復命之旨先般具状いたし置候処京都府改租之儀本月上旬追々者整理復命之旨先般具状いたし置候処

定いたし候運ニ付尚其節事情可相伺候也

三月十一日

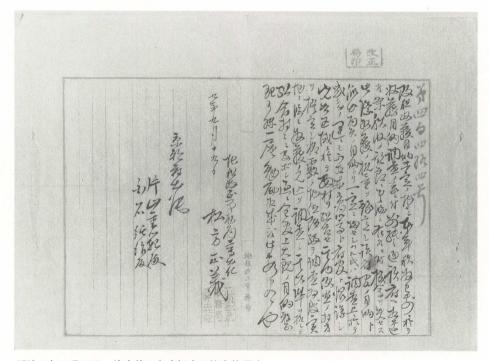
松方殿

[整理番号『片山資料』No.4 関西出張中差出書類控]

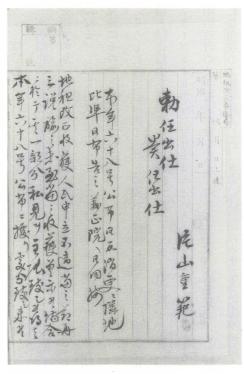
(花押)



『片山資料』の一部



明治9年9月19日 片山他1名宛松方三等出仕通達



片山重範「隣地比準布告案」正院伺

